

## 労働者派遣法第 23 条第 5 項にかかる情報

株式会社マイナビワークス

横浜支社

労働者派遣法第 23 条第 5 項により開示する情報は、次のとおりです。

(対象期間：2018 年 10 月 1 日～2019 年 9 月 30 日)

1. 派遣労働者の数  
2019 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 159 人（日雇派遣労働者を除く）
2. 派遣先の数  
2018 年度 派遣先事業所数（実数）133 件
3. マージン率  
2018 年度 マージン率の平均 26.3%（小数点以下一位未満の端数は四捨五入）
4. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項  
派遣就業する派遣労働者を対象に、e-learning を中心とした教育訓練を実施しています。  
詳細は、Mypage よりご確認いただけます。（賃金支給：有／費用負担：無）  
情報セキュリティ関連、セルフマネジメント、ビジネススキル、OA 機器操作訓練等  
尚、希望する派遣登録者及び派遣労働者は、提携している PC スクールの講座を割引料  
金で受講できるプログラム（パソコン関連等）を設けています。
5. 派遣料金の平均額  
2018 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均 17,320 円
6. 派遣労働者の賃金の平均額  
2018 年度 派遣労働者の賃金の平均額 12,757 円
7. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
  - ①労使協定締結済
  - ②対象となる派遣労働者の範囲及び有効期限の終期  
無期の派遣労働契約を締結する労働者、有期の派遣労働契約を締結する労働者  
有効期限の終期：2022 年 3 月 31 日
8. その他事業運営に関し参考となりうる事項
  - (1) マージン率は、法定の計算式にて算出されたものであり、雇用保険、社会保険等の会社負担、事業所維持のための人件費、光熱費等の諸経費を計算の基礎に含んでおりません。
  - (2) 派遣料金の平均額、派遣労働者の賃金の平均額は、異なる職種のすべてを平均化して算出されております。
  - (3) その他、キャリアコンサルティングの相談窓口は下記となります。  
相談受付は予約制となります。また、事業所もしくは電話にて行います。  
株式会社マイナビワークス 横浜支社／フリーダイヤル：0120 - 015355（土日祝休）

以上